

令和二年秋田県議会第二回定例会会議録

第八号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

議事日程第八号

令和二年十一月二十六日(木曜日)

午前十時開議

午前十時開議
本日の出席議員

四十二名

- 第一、賀詞奉呈の件
- 第二、知事の説明
- 第三、予算特別委員会への議案付託の件

議事日程第八号の二

令和二年十一月二十六日(木曜日)

午後三時三十分再開

- 第四、議案第一九一号 令和二年度秋田県一般会計補正予算(第一〇号)
- 第五、議案第一九八号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案件
- 第六、議案第一九九号 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第七、議案第二〇四号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第八、議案第二〇五号 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第九、議案第二六二号 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第一〇、議員派遣の件

一	番	小野一彦	二	番	松田豊臣
三	番	鳥井修	四	番	宇佐見康人
五	番	住谷達	六	番	児玉政明
七	番	小山緑郎	八	番	鈴木真実
九	番	薄井司	十	番	加賀屋千鶴子
十一	番	吉方清彦	十二	番	佐々木雄太
十三	番	杉本俊比古	十四	番	鈴木健太
十五	番	佐藤信喜	十六	番	今川雄策
十七	番	鈴木雄大	十八	番	加藤麻里
十九	番	佐藤正一郎	二十	番	三浦茂人
二十一	番	小原正晃	二十二	番	沼谷純
二十三	番	高橋武浩	二十四	番	佐藤雄孝
二十五	番	北林丈正	二十六	番	竹下博英
二十七	番	石川ひとみ	二十八	番	東海林洋
二十九	番	渡部英治	三十	番	原幸子
三十一	番	工藤嘉範	三十二	番	近藤健一郎
三十三	番	加藤鉦一	三十四	番	佐藤賢一郎
三十六	番	石田寛	三十七	番	三浦英一
三十八	番	土谷勝悦	三十九	番	柴田正敏
四十	番	川口一	四十一	番	鶴田有司
四十二	番	鈴木洋一	四十三	番	北林康司
三十五	番	本日の欠席議員 小松隆明	一	名	

四十二番	四十番	三十八番	三十六番	三十三番	三十一番	二十九番	二十七番	二十五番	二十三番	二十一番	十九番	十七番	十五番	十三番	十一番	九番	七番	五番	三番	一番	出席議員	四十二名
鈴木洋一	川口悦一	土谷勝寛	石田寛	加藤鉦一	工藤嘉範	渡部英治	石川ひとみ	北林丈正	高橋武浩	小原正晃	佐藤正一郎	鈴木雄大	佐藤信喜	杉本俊比古	吉方清彦	薄井司	小山緑郎	住谷達	鳥井修	小野一彦	出 席 議 員	四十二名
四十三番	四十一番	三十九番	三十七番	三十四番	三十二番	三十番	二十八番	二十六番	二十四番	二十二番	二十番	十八番	十六番	十四番	十二番	十番	八番	六番	四番	二番	出席議員	四十二名
北林康司	鶴田有司	柴田正敏	三浦英一	佐藤賢一郎	近藤健一郎	原幸子	東海林洋	竹下博英	佐藤雄孝	沼谷純	三浦茂人	加藤麻里	今川雄策	鈴木健太	佐々木雄太	加賀屋千鶴子	鈴木真実	児玉政明	宇佐見康人	松田豊臣	出席議員	四十二名

地方自治法第百二十一条による出席者

副 知 事 堀井啓一
知 事 佐竹敬久

●議長（加藤鉦一議員）

これより本日の会議を開きます。

警察 本部長 久田 誠	教育委員会教育長 安田浩幸	財政 課長 神谷美来	総務部 次長 松本欣也	会計管理者（兼） 出納 局長 柳田 高人	建設 部長 小林賢太郎	産業労働 部長 猿田和 三	農林水産 部長 佐藤幸盛	生活環境 部長 鎌田雅人	健康福祉 部長 佐々木 薫	観光文化スポーツ 部長 嘉藤正和	あきた未来創造 部長 高橋修	企画振興 部長 出口廣晴	総務部危機管理監（兼） 広 報 監 渡辺雅人	総務 部長 神部秀行	副 知 事 川原 誠
-------------	---------------	------------	-------------	-------------------------	-------------	---------------	--------------	--------------	---------------	------------------	----------------	--------------	---------------------------	------------	------------

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 (朗読省略)

一、十一月二十六日、知事から次の議案等が提出された。また、下段のとおりそれぞれ関係委員会に付託した。

(付託委員会)

- (1) 議案第一九一号 令和二年度秋田県一般会計補正予算(第一〇号)
- (2) 議案第一九二号 令和二年度秋田県一般会計補正予算(第一一号)
- (3) 議案第一九三号 令和二年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算(第一号)
- (4) 議案第一九四号 令和二年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算(第一号)
- (5) 議案第一九五号 令和二年度秋田県電気事業会計補正予算(第一号)
- (6) 議案第一九六号 令和二年度秋田県工業用水道事業会計補正予算(第一号)
- (7) 議案第一九七号 令和二年度秋田県下水道事業会計補正予算(第一号)
- (8) 議案第一九八号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- (9) 議案第一九九号 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- (10) 議案第二〇〇号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

- (11) 議案第二〇一号 秋田県種畜証明書書換え交付等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- (12) 議案第二〇二号 秋田県工業用水道条例の一部を改正する条例案
- (13) 議案第二〇三号 秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案
- (14) 議案第二〇四号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- (15) 議案第二〇五号 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- (16) 議案第二〇六号 当せん金付証券の発売について
- (17) 議案第二〇七号 公の施設の指定管理者の指定について
- (18) 議案第二〇八号 公の施設の指定管理者の指定について
- (19) 議案第二〇九号 公の施設の指定管理者の指定について
- (20) 議案第二一〇号 公の施設の指定管理者の指定について
- (21) 議案第二一一号 公の施設の指定管理者の指定について
- (22) 議案第二一二号 公の施設の指定管理者の指定について
- (23) 議案第二一三号 公の施設の指定管理者の指定について
- (24) 議案第二一四号 公の施設の指定管理者の指定について

- (38) 議案第二二八号 公の施設の指定管理者の指定に 同
- (37) 議案第二二七号 公の施設の指定管理者の指定に 同
- (36) 議案第二二六号 公の施設の指定管理者の指定に 同
- (35) 議案第二二五号 公の施設の指定管理者の指定に 同
- (34) 議案第二二四号 公の施設の指定管理者の指定に 同
- (33) 議案第二二三号 工事請負変更契約の締結について 同
- (32) 議案第二二二号 工事請負変更契約の締結について 同
- (31) 議案第二二一号 工事請負変更契約の締結について 同
- (30) 議案第二二〇号 工事請負変更契約の締結について 同
- (29) 議案第二一九号 公の施設の指定管理者の指定の変更について 同
- (28) 議案第二一八号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (27) 議案第二一七号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (26) 議案第二一六号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (25) 議案第二一五号 公の施設の指定管理者の指定について 同

- (52) 議案第二四二号 公の施設の指定管理者の指定に 同
- (51) 議案第二四一号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (50) 議案第二四〇号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (49) 議案第二三九号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (48) 議案第二三八号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (47) 議案第二三七号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (46) 議案第二三六号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (45) 議案第二三五号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (44) 議案第二三四号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (43) 議案第二三三号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (42) 議案第二三二号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (41) 議案第二三一号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (40) 議案第二三〇号 公の施設の指定管理者の指定について 同
- (39) 議案第二二九号 公の施設の指定管理者の指定について 福祉環境委員会

(66)	議案第二五六号	工事請負変更契約の締結について	教育公安委員会
(65)	議案第二五五号	公の施設の指定管理者の指定について	同
(64)	議案第二五四号	工事請負変更契約の締結について	同
(63)	議案第二五三号	公の施設の指定管理者の指定について	同
(62)	議案第二五二号	公の施設の指定管理者の指定について	同
(61)	議案第二五一号	公の施設の指定管理者の指定について	同
(60)	議案第二五〇号	公の施設の指定管理者の指定について	建設委員会
(59)	議案第二四九号	公の施設の指定管理者の指定について	同
(58)	議案第二四八号	公の施設の指定管理者の指定について	産業観光委員会
(57)	議案第二四七号	公の施設の指定管理者の指定について	同
(56)	議案第二四六号	公の施設の指定管理者の指定について	同
(55)	議案第二四五号	公の施設の指定管理者の指定について	農林水産委員会
(54)	議案第二四四号	公の施設の指定管理者の指定について	同
(53)	議案第二四三号	公の施設の指定管理者の指定について	同

(78)	報告第七四号	償の専決処分報告	総務企画委員会	七件
(77)	報告第七三号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	福祉環境委員会	一六件
(76)	報告第七二号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	農林水産委員会	四件
(75)	報告第七一号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	産業観光委員会	一二件
(74)	報告第七〇号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	建設委員会	七件
(73)	報告第六九号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	教育公安委員会	八件
(72)	報告第六八号	地方独立行政法人秋田県立療育機構の中期目標に係る業務の実績に関する評価結果の報告		
(71)	議案第二六一号	交通事故に係る和解について		同
(70)	議案第二六〇号	交通事故に係る和解について		同
(69)	議案第二五九号	財産の取得について		同
(68)	議案第二五八号	財産の取得について		同
(67)	議案第二五七号	工事請負変更契約の締結について		同

一、委員会に送付した陳情等は、別紙陳情文書表（第一号）のとおりである。

一、十一月六日、秋田県人事委員会委員長から、地方公務員法第八条及び第二十六条の規定に基づき、職員の給与等について報告があり、同日、各議員に配付した。

【令和二年第二回定例会（十二月議会） 陳情文書表

（第一号）は巻末に登載】

●議長（加藤鉦一議員） 日程第一、賀詞奉呈の件を議題といたします。

お諮りします。今月八日、秋篠宮文仁親王殿下が皇嗣になられたことを国内外に広く伝える「立皇嗣の礼」が行われました。まことに慶賀にたえません。謹んでお祝いを申し上げたいと存じます。

つきましては、本議会の議決をもって、天皇陛下、また皇嗣殿下に対しまして賀詞を奉呈したいと思えます。

賀詞の文案については、議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

議長において起草いたしました賀詞を朗読いたします。（起立）
初めに、天皇陛下に差し上げる賀詞を朗読いたします。

賀 詞

天皇陛下におかせられましたは

皇嗣文仁親王殿下の立皇嗣の礼をあげさせられ

皇位継承者としての地位を宣明されましたことは

秋田県民ひとしく

慶賀にたえないところであります

ここに秋田県議会は県民とともに

謹んで慶祝の意を表します

令和二年十一月二十六日

秋 田 県 議 会

次に、皇嗣陛下に差し上げる賀詞を朗読いたします。

賀 詞

皇嗣陛下におかれましては

立皇嗣の礼をあげさせられましたことは

秋田県民ひとしく

慶賀にたえないところであります

ここに秋田県議会は県民とともに

謹んで慶祝の意を表します

令和二年十一月二十六日

秋 田 県 議 会

（着席）ただいま朗読いたしました賀詞の奉呈方については、議長において取り計らうことといたします。

次に、日程第二、知事の説明を行います。知事の発言を許します。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。

今議会におきましては、補正予算案及びその他の案件について御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

今月に入り、北海道や首都圏、関西圏をはじめ各地で新規感染者数が

急増し、国内の一日当たりの感染者数が過去最多を更新する日が続いたことから、国では、G o T o キャンペーン事業の運用見直しや多様化するクラスターの特徴に応じた対策の強化など、最大限の警戒感を持って感染拡大に対処するとしております。

本県においては、先般、新型コロナウイルス感染症で入院されていた基礎疾患のある方が亡くなられたとの報告を受けたところであり、謹んで哀悼の意を表する次第であります。

また、昨日、秋田市内の飲食店におけるクラスターが確認され、現在、秋田市と連携して店舗利用者など濃厚接触者の把握を進めるとともに、民間検査機関を含めた迅速なPCR等検査や患者の入院調整などの対応に当たっております。

県では、こうした状況とともに、第三波とも言われる全国的な感染拡大を踏まえ、引き続き、県民の生命と健康を守るため、感染防止対策に全力で取り組んでまいります。

医療提供体制については、季節性インフルエンザとの同時流行に備え、今月十六日から、地域の身近な医療機関に直接相談して診療や検査を受けていただく新たな体制に移行したところであり、発熱患者等が増加した場合にも県民に安心して医療機関を受診していただけるよう、医師会・病院関係者と協力して対応を図ってまいります。

また、検査体制の拡充に向け、先月末までに県北・県央・県南地区への全自動PCR検査機器の配備を完了し、今後は、医療機関における検査機器の整備に対する支援を更に進めていくほか、簡易に判定できる抗原検査キットも活用しながら、高齢者施設等をはじめ、幅広く、かつ迅速に検査を実施し、感染拡大の防止に万全を期してまいります。

これから大変寒い時期に入りますが、県民の皆様には、引き続きマスクの着用や手洗いはもとより、換気や加湿を励行するほか、宴会等における大声での会話やカラオケは避けるなど、感染防止策を徹底していただくとともに、特に、年末年始の帰省や旅行などに対しても最大限の注

意を払っていただくようお願いいたします。

次に、「新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷防止のための共同宣言」について申し上げます。

県では、感染者やその御家族、医療従事者等に対する不当な扱いや差別的な言動が確認されていることを踏まえ、先月二十八日に医師会をはじめ各種団体等ともに行った共同宣言を皮切りに、新聞やテレビ等を通じて、思いやりをもった冷静な行動を県民に広く呼びかけるとともに、各界各層による全県的な活動を展開しているとあります。

また、感染拡大を契機として、産業構造の転換をはじめとした社会経済情勢などの急激な変化により、格差や差別の広がりにもつながっていくことが懸念されます。

折しも、アメリカでは、大統領選挙で当選を確実にしているジョー・バイデン氏が、分断や格差を解消し、団結による社会を目指すことを掲げており、更に、アジアにもルーツを持つカマラ・ハリス氏の女性初の副大統領就任が見込まれております。

人口減少下にあっても、行き過ぎた格差のない、安心して暮らせる社会の実現は、県民が等しく求める願いであり、そのためには、一人一人の個性や能力が生かされ、誰もが誇りを持って様々な分野に参画することができるよう、障害や疾病の有無、性別、性的指向などを理由とする偏見や差別を根絶していくことが不可欠であります。あらゆる差別の解消を図り、多様な文化や様々な価値観などを受け入れ、手を携えながら互いに支え合う寛容性に満ち、誰もが包摂される社会の実現を目指していく必要があると考えております。

次に、国政を巡る状況について申し上げます。

先月二十六日、菅総理大臣は、臨時国会における所信表明演説において、二〇五〇年までに、我が国の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを表明し、カーボンリサイクルや洋上風力発電などカーボンニュートラルに向けた技術革新や投資を進め、温暖化対策をポストコロ

ナの成長戦略とする方針を打ち出してまいります。

日本の産業構造の変革をもたらすこのような戦略の方向性は、風力、地熱などCO₂を出さないエネルギー源とCO₂の吸収源である森林に恵まれていく本県にとって、こうした強みを最大限に生かせる確かな道筋につながるものと期待しております。

県では、新エネルギー関連産業を成長分野と捉え様々な取組に力を注いでいるところであり、秋田港及び能代港の港湾内における洋上風力発電については本年二月に事業着手されたほか、地熱発電については昨年五月に営業運転を開始した山葵沢地熱発電所に続き、湯沢市で複数の地熱発電所の建設が計画されるなど、高いポテンシャルを生かした事業が動き出しており、これらを追い風として、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を一層加速してまいります。また、森林は、地球温暖化防止への貢献のみならず、国土強靱化や水源の涵養など極めて重要な機能を持つことから、森林資源の保全に関する取組についても着実に進めてまいります。

次に、経済情勢について申し上げます。

我が国の経済は、七月から九月期の実質GDP速報値が年率換算で一・四%増と大きな伸びとなり、社会経済活動の再開などにより四期ぶりにプラス成長に転じたものの、依然としてコロナ禍前の水準を下回っており、国内外の感染再拡大による影響などに十分な注意が必要な状況にあります。

県内経済については、個人消費や製造業で全体として弱含みの動きとなっているほか、サービス業は厳しい状況が続いていることから、冬季における感染状況を注視しつつ、無利子・無保証料の制度融資等により年末の資金需要に対応していくとともに、事業の継続や雇用の維持、経済活動の回復に向けた取組を切れ目なく実施してまいります。

こうした中、国においては、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えらるとともに、経済の持ち直しの動きを確かなものとしていくため、新た

な経済対策の策定に向けた検討が進められているところであり、県としても、国の動向を注視しながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、引き続き、必要な対策を機動的に講じてまいります。

次に、「秋田への人の流れづくり」について申し上げます。

本年十月一日における直近一年間の本県人口の社会減は、これまでの取組の成果に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い県外転出が大きく抑制されたことなどもあり、十九年ぶりに三千人を割り込む二百九十人となり、前年より一千人以上改善しております。

人の流れづくりについては、感染拡大を契機とする若い世代を中心とした地方への関心の高まりやリモートワークなどの新しい働き方の普及といった社会情勢の変化を踏まえ、人材誘致という新たな視点による移住促進等の取組を進めることにしており、十月には私自身が日本経済新聞の全面広告を通じてリモートワークによる本県への移住を呼びかけるとともに、首都圏企業等約四千社を対象とした意向調査を実施したところであります。

意向調査では、五百社を超える企業から回答があり、そのうちリモートワークについては六十三社が、ワーケーションについては八十五社が、本県での実施について可能性があるとしております。

この結果を踏まえ、前向きな回答があった企業に対する個別相談を進めるとともに、菅総理をはじめ各省庁への要望において、防災・減災対策や農業農村整備などとともに、こうした新たな視点による移住促進や関係人口の拡大に集中的に取り組むための財政支援措置を強く求めたところであり、市町村とも連携を図りながら受入環境の整備を進め、秋田への人の流れづくりに着実に結び付けるよう努めてまいります。

次に、秋田米の新品种「サキホコレ」について申し上げます。

九月には名称を六案まで絞り込んでおりましたが、最後まで悩みながらも、稲の小さな花が一面に咲き誇り、やがて県民歌の一節にある「黄金と実りて豊けき秋田」へとつながっていくイメージと重なり、明るい

未来を感じさせること、そして、ふるさとに対する誇りや開発者の思い、生産者の心意気が凝縮され、プロモーションの展開にも期待が持てることから、この名称に決定し、今月十七日に都内で全国の皆様にお披露目したところであります。

今後は、全県各地でのPRイベントや、県内外の小売店・宿泊施設と連携した新品種のプレゼントキャンペーン等を実施するとともに、食味と品質をしっかりと確保できる生産体制を整備することにより、新品種の実力と名称が融合し、全国で長く親しまれるよう、令和四年のデビューに向けた準備を着実に進めてまいります。

次に、米の作柄等について申し上げます。

先月十五日時点での本年産米の作柄については、一等米比率が良好で、作況指数が一〇五の「やや良」となっております。

一方で、全国の需要は、コロナ禍などにより業務用を中心に大きく減少しており、令和三年産は、大幅な減産が避けられないことから、市町村や農業団体と一体となって、事前契約の取組を一層強化し、需要を見極めた上での主食用米の生産を推進するとともに、飼料用米や大豆等への転換を進め、水田のフル活用を図ってまいります。

次に、ブラウブリッツ秋田のJ3優勝とJ2昇格について申し上げます。

ブラウブリッツ秋田は、今月十八日に行われたガンバ大阪U-23戦で勝利し、見事にJ3優勝を果たし、悲願のJ2昇格が決定しました。開幕からの連続無敗記録を塗り替え続け、一度も首位の座を譲ることのない、まさに完全優勝でありました。

今シーズンは、「堅守速攻」の戦術のもと、チーム全員がひたむきに走り続けるプレーを徹底し、コロナ禍にあつてスポーツに関する明るい話題が少ない中、ブラウブリッツ秋田の活躍は、県民に大きな勇気と感動を与えるものであり、秋田のみならず全国にその強さを印象づけたことと思います。

また、このたびのJ2昇格は、「スポーツ立県あきた」を掲げる本県にとつても大変喜ばしいことであり、選手をはじめ、チーム関係者のたゆまぬ御努力に敬意を表するとともに、来シーズンも新たなステージで大いに活躍されることを期待しております。

次に、秋田市出身の今野勉さんの文化功労者顕彰について申し上げます。

今野さんは、テレビ演出家としてこれまで数々の映像作品を通じて新しい表現を世に届けてこられ、二〇〇一年に本県で開催したワールドゲームズ秋田大会では、開会式の総合プロデューサーを務めていただいたところであり、観客や選手・役員、出演者が一体となって行われた式典は、秋田の魅力を国内外に広く発信するものとなりました。

放送文化の分野で初めてとなるこのたびの文化功労者顕彰を県民とともにお祝いを申し上げますとともに、今後とも健康に留意され、御活躍されることを願っております。

次に、高速道路ネットワークの整備について申し上げます。

このたび、「日本海沿岸東北自動車道の一部として県が整備を進めてまいりました「鷹巣西道路」が、国で施工する「鷹巣大館道路への接続区間」とともに、十二月十三日に開通する見通しとなりました。

これにより、大館能代空港へのアクセスの強化が図られるほか、物流の定時性や速達性が向上するなど、県北地域の産業振興や観光振興に大きく貢献するものと考えており、事業中区間の早期完成に向け、あらゆる機会を捉え、国に対し強く要望してまいります。

次に、提出議案の主なものについて説明申し上げます。

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、「第三期ふるさと秋田元氣創造プラン」に基づく事業、公共事業の発注を前倒しするための債務負担行為等について計上しております。

新型コロナウイルス感染症への対応については、季節性インフルエンザとの同時流行に備え、発熱患者等の診療などを行う診療・検査医療機

関の体制整備を図るとともに、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所などの職員等に対し慰労金を支給するための経費について、対象範囲の拡大等に伴い増額いたします。

また、利用者が大きく減少している国内定期航空路線について、路線の維持と利便性の向上を図るための緊急支援を行ってまいります。

第三期プランに基づく事業については、地域における医療提供体制の充実を図るため、へき地医療等に要する設備の整備に対し助成するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、県内における循環器医療体制の機能分化・連携を促進してまいります。

また、CSF、いわゆる豚熱の県内での発生を予防するため、ワクチン接種に必要な体制整備を行ってまいります。

一般会計補正額は、十九億四千五百三十四万円であり、補正後の総額は、六千八百一億五千八百三十七万円となります。

次に、単行議案の主なものについて申し上げます。

「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、人事委員会の勧告に鑑み、職員の期末手当の額の改定を行おうとするものであります。

以上、提出議案の概要について申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、この場をおかりし、次期知事選への所信を申し述べさせていただきます。

来年四月には、知事としての三期目の任期を終えることとなります。振り返ってみますと、一職員として県庁入庁以来、秋田市長二期弱、知事三期、そして間接的に関わった三年半を含め、およそ半世紀の間、地方自治行政に携わらせていただきました。

この間、多くの同僚・先輩や友人・知人、そして県議・市議をはじめ市民・県民の皆様の励ましや御指導のもと、紆余曲折はあったものの職務を務めさせていただき、皆様に心から感謝を申し上げる次第であります。

す。

私自身、時には不始末により大変なお叱りを受けたこともあり、また、各施策の成果に対する評価は思うに任せない分野もあり様々ではありますが、かげがえのない、ふるさと秋田を少しでも前に進め、元気にするため、私なりに懸命に努力を重ねてきたつもりであります。

特に私の政治信条としては、基本的には保守リベラルという立ち位置ではあります。二元代表制である我が国の地方自治行政においては、主義主張にとらわれず議員各位や県民からの多様な御意見、御提言を公平に幅広くお聞きし、県政に生かすべきものと心得て、県民党としての立場を貫いてまいりました。

このような中で、地方自治行政に身を置いて半世紀五十年、大きな区切りを迎え、また年齢的にも、いわば中期高齢者、そろそろ身を引いて次の世代に引き継ぐ時期ではないかと思う気持ちがあることは事実であります。

一方で、一般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、県政の推進に関して見れば、この一年間、重点施策の大半が足踏み状態にならざるを得ない状況となり、また今後落ち着きを取り戻したとしても、時代の変化を一気に加速させるとともに、多くの価値観の根本的变化、すなわちパラダイムシフトを引き起こすことは確実な状況にあります。

加えて、世界的な温暖化の影響によるCO₂ゼロエミッションの流れは、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、更に社会経済構造を劇的に変えるトリガーともなるものであります。

また、これらの劇的な変化は本県に大きな可能性をもたらすとともに、一方では、大きな反作用として負の側面をもたらすものでもあります。長くなりますので、ここで具体的には申しませんが、まさにこれから数年は、時代の大変革期として本県の将来を大きく左右する年になるものと思えます。

こうした変革の時代にあつて、適時的確にリーダーシップを果たすた

めには、しつかりとした時代認識、将来を見通す洞察力、更には大きな危機に對峙した経験則、加えて自らが様々な事象を理解し判断するための基礎知識と分析力、また当然に人ひとりでは限界があり、多様な分野での幅広いネットワークを有することが必要と考えます

当然に、私の県政運営に対する様々な御批判、多選への反発、年齢やかつての脳疾患の後遺症による滑舌の鈍さなどへの危惧など、多くの否定的な声があることは承知しており、また先に述べた資質の全てが私に備わっているものでもございません。

そのような中ではありますが、ここ数年、本県にとつて極めて大事な時期を迎え、次の世代に可能性に満ちた秋田をしつかりと引き継ぐために、私の気力と体力、そしてふるさと秋田を想う情熱をもう一度県政に捧げたいという気持ちが強くなった次第であります。

時代の大変革期、次の世代へしつかりとした形で可能性に満ちた秋田を引き継ぐため次期知事選に出馬する決意を申し上げ、所信とさせていただきます。ありがとうございます。

●議長（加藤鉦一議員） 次に、日程第三、予算特別委員会への議案付託の件を議題といたします。

お諮りします。議案第百九十一号から議案第百九十七号までの予算議案七件は、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。議案第百九十一号、議案第百九十二号、議案第百九十三号、議案第百九十四号、議案第百九十五号、議案第百九十六号及び議案第百九十七号は、予算特別委員会に付託されました。

委員会では議案審査を行うため、暫時休憩いたします。

午前十時二十七分休憩

午後三時三十分再開

一	出	出	四十二名
二	野	野	松田
三	井	井	宇佐見
四	修	修	康人
五	達	達	児玉
六	八	八	政明
七	小	小	鈴木
八	山	山	鈴木
九	井	井	真実
十	司	司	加賀屋
十一	吉	吉	千鶴子
十二	方	方	佐々木
十三	清	清	佐々木
十四	彦	彦	雄太
十五	杉	杉	鈴木
十六	本	本	健太
十七	俊	俊	今川
十八	比	比	雄策
十九	古	古	加藤
二十	喜	喜	麻里
二十一	大	大	三浦
二十二	正	正	茂人
二十三	一	一	沼谷
二十四	郎	郎	純
二十五	晃	晃	佐藤
二十六	正	正	博英
二十七	浩	浩	竹下
二十八	武	武	博英
二十九	正	正	東海林
三十	治	治	幸子
三十一	英	英	原
三十二	治	治	近藤
三十三	範	範	健一
三十四	一	一	佐藤
三十五	一	一	賢一
三十六	寛	寛	三浦
三十七	悦	悦	英一
三十八	悦	悦	柴田
三十九	一	一	正敏
四十	一	一	鶴田
四十一	一	一	有司
四十二	一	一	北林
四十三	一	一	康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（加藤鉦一議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 報告 その二（朗読省略）

一、十一月二十六日、鶴田有司議員、渡部英治議員、加藤麻里議員、沼谷純議員、加賀屋千鶴子議員、松田豊臣議員、小野一彦議員から次の議案が提出された。

(1) 議案第二六二号 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

一、十一月二十六日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一九一号

一、十一月二十六日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一九八号 (2) 同 第一九九号

一、十一月二十六日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第二〇四号 (2) 同 第二〇五号

一、議員の派遣に関する依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、十一月二十六日、人事委員会から地方公務員法第五条第二項の規定による回答があり、同日、各議員に配付した。

議員 派遣 一覧

一 第三十九回秋田県私学振興大会

(1) 派遣の目的 第三十九回秋田県私学振興大会に出席のため

(2) 派遣期間 令和二年十二月一日（火）

(3) 派遣地 秋田市

(4) 派遣議員 鈴木健太議員（総務企画委員長）、

高橋武浩議員（教育公安委員長）

●議長（加藤鉦一議員） 日程第四、議案第九十一号から日程第八、議案第二百五号までの議案五件を一括議題といたします。

関係委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十九番（予算特別委員長柴田正敏議員）登壇】

●予算特別委員長（柴田正敏議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。本委員会において審査した案件は、議案第九十一号令和二年度秋田県一般会計補正予算（第十号）であります。

今回の一般会計補正予算は、十九億五千五百六十万円の増額であり、これにより予算総額は、六千八百一億六千八百六十二万円となります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について計上されております。

審査に当たっては、まず当局から説明を聞き、福祉環境分科会において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止における慰労金支給事業について質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第九十一号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【十四番（総務企画委員長鈴木健太議員）登壇】

●総務企画委員長（鈴木健太議員） ただいま議題となりました、議案第九十八号及び議案第九十九号について、総務企画委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第九十八号は、人事委員会の議会及び知事に対する給与に関する報告及び勧告に鑑み、県職員の期末手当の額を改定しようとするものであります。

議案第九十九号は、一般職の職員の給与改定により、知事等の期末手当の額を改定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

議案第九十八号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

この条例案によると、再任用職員の期末手当についても、一般の職員と同等に○・○五五分が引き下げられることになる。人事委員会勧告に基づいたものであることは理解するが、人事院による国家公務員の給与に係る勧告では、再任用職員の期末手当は引き下げとなっていないことを鑑みても、こうした給与水準がもとも低い職員については、据え置きという判断もあり得るのではないかとたまただしたのに対し、今回の人事委員会勧告は、再任用職員等を含めて、引き下げを勧告するものであったことから、県として、人事委員会の勧告を尊重し、今回の提案に至ったところであり、再任用職員の期末手当については、民間企業の高齢層従業員の支給水準との比較において一定の割合に定められているものである。なお、会計年度任用職員については、勤務条件が一会計年度ごとに定められることから、今回の引き下げが今年度支給分の期末手当額に影響することはないとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、議案第九十八号は、賛成多数をもって、議案第九十九号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【二十三番（教育公安委員長高橋武浩議員）登壇】

●教育公安委員長（高橋武浩議員） ただいま議題となりました、議案第二百四号及び議案第二百五号について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第二百四号は、人事委員会の議会及び知事に対する給与に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の期末手当の額を改定しようとするものであります。

議案第二百五号は、一般職の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第二百四号及び議案第二百五号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 以上で関係委員長の報告は終わりました。委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 質疑はないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、議案第九十八号及び議案第二百四号について、起立により採決いたします。以上の議案二件は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（加藤鉦一議員） 起立者過半数であります。よって、議案第九十八号及び議案第二百四号は、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案三件について一括採決いたします。以上の議案三件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。議案第九十一号、議案第九十九号及び議案第二百五号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第九、議案第二百六十二号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第九、議案第二百六十二号県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りしますが、本案は、趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。議案第二百六十二号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第十、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する依頼があります。

お諮りします。本件は、依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。よって、本件は、依頼のとおり派遣することに決定されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三十九分散会